

# 企画競争実施の公示

令和4年3月4日

分任支出負担行為担当官中部地方整備局  
庄内川河川事務所長 蘆屋 秀幸

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度 庄内川河川広報資料作成業務
- (2) 業務内容 本業務は、地域住民等に庄内川河川事務所の事業に理解を深めてもらい協力を得ることを目的として、河川事業推進に係るわかりやすい広報資料の作成を行うものである。
- (3) 予定履行期間 契約の翌日から令和5年3月31日まで

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「東海・北陸地域」の認定を受ける予定の者であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く)でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 業務実績に関する要件  
企画提案書を提出できる者は、下記に示される同種業務または類似業務について、平成24年度以降に完了した業務において、実績を有さなければならない。なお、令和3年度完了見込みの業務も対象とする。  
同種業務：河川事業広報に係る資料作成  
類似業務：その他公共事業広報に係る資料作成
- (7) 予定管理技術者に関する要件  
本業務を担当する者は、下記に示される同種業務または類似業務について、平成24年度以降に完了した業務において、実績を有さなければならない。なお、令和3年度完了見込みの業務も対象とする。  
同種業務：河川事業広報に係る資料作成  
類似業務：その他公共事業広報に係る資料作成

## 3. 手続等

- (1) 担当部局

〒462-0052 愛知県名古屋市北区福德町5-5-2  
国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 経理課  
電 話：052-914-6712（内線 226）  
F A X：052-914-6765  
電子メール：cbr-keishona@mlit.go.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法  
令和4年3月4日から令和4年3月17日まで、(1)に同じ。  
説明書の交付を希望する場合は、予め3.(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法  
令和4年3月17日16時00分 3.(1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)、  
電子メールによること。
- (4) 説明会の日時及び場所等  
説明会は実施しない。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所  
ヒアリングは実施しない。

#### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。
- (4) 本見積に係る開封、見積決定及び契約締結の条件は、令和4年度の予算が成立し、予算示達がされ、かつ、令和4・5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格(全府省統一資格)「役務の提供等」の東海・北陸地域の認定を受けた場合とする。令和4年4月11日時点において、認定を受けていない場合は、企画提案書の提出者として特定されるために必要な要件に違反しているため、特定通知を取り消す。
- (5) その他の詳細は説明書による。